



栃木市

景観計画



平成 28 年 3 月



人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり

〔栃木市景観計画の策定経緯〕

平成26年10月30日作成

平成27年 4月 1日施行

第1回変更 平成28年 3月30日作成

平成28年 4月 1日施行

栃木市景観計画 目次

序章 景観計画の概要	1
1) 景観計画策定の背景と目的	1
2) 景観計画の性格と役割	2
3) 景観計画の位置付け	4
4) 他法令との関係	4
5) 市民・事業者・行政の基本的役割	5
第1章 景観計画の区域	6
1) 景観計画の区域	6
2) 景観形成重点地区	7
第2章 良好な景観形成に関する方針	8
1) 景観まちづくりの基本目標	8
2) 景観まちづくりの基本方針	9
3) 景観構造別の景観形成の方針	13
4) 景観形成重点地区の指定(案)	22
第3章 良好な景観形成のための行為の誘導	25
1) 景観計画区域における行為の誘導	27
2) 景観形成重点地区における行為の誘導(案)	34
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	42
1) 景観重要建造物に関する事項	43
2) 景観重要樹木に関する事項	44

第5章	その他の良好な景観形成に関する事項	46
1)	屋外広告物の表示・掲出に関する事項	46
2)	景観重要公共施設の整備に関する事項	48
第6章	景観まちづくりの推進方策	49
1)	推進体制の確立	49
2)	景観計画の充実と景観まちづくりの推進	50
3)	市民等による景観まちづくりの推進	51
4)	景観に関する意識啓発の推進	52
	用語解説	53

栃木市景観計画 の体系

景観まちづくりの基本目標

- ① 歴史と自然を活かした栃木らしい個性輝く景観まちづくり
- ② 市民が誇れるもてなしの空間を育む景観まちづくり
- ③ 心地よい生活を支える親しみと安らぎのある景観まちづくり
- ④ 市民・事業者・行政が協働して育む景観まちづくり

景観まちづくりのテーマ

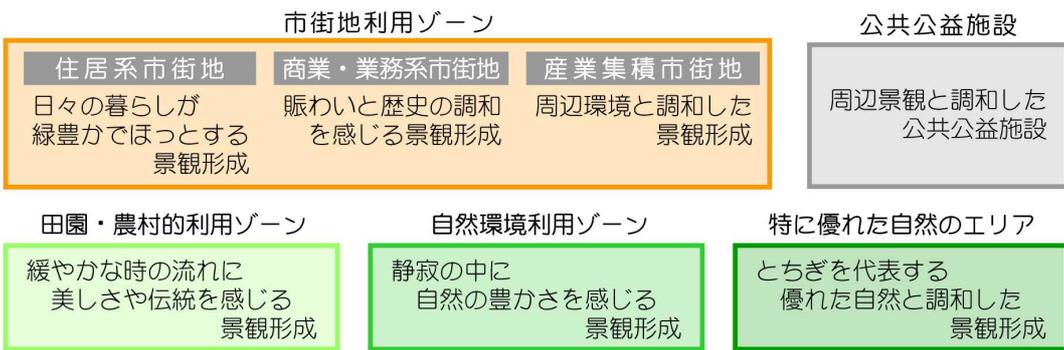
人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり



景観まちづくりの基本方針

- ① 地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にす
- ② 歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする
- ③ 暮らしの中で受け継がれてきた風景を再発見し、未来に引き継ぐ
- ④ 都市の拠点における良好な都市景観を形成する
- ⑤ 好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける
- ⑥ 市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む

景観構造別の景観形成の方針



景観形成重点地区の指定

- (仮称)栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区(案)
蔵の町並みの更なる充実を図る景観まちづくりの推進 (随時、地区を追加指定)

良好な景観形成のための行為の誘導

- ① 市全域における行為の基準
- ② 景観形成重点地区における行為の基準(案)

連携 伝統的建造物群保存地区等
(文化財保護法)

景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

連携 重要文化財等(文化財保護法)
緑地保全地域等(都市緑地法)

屋外広告物の表示・掲出に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する事項

景観まちづくりの推進方策

推進体制の確立
景観計画の充実と景観まちづくりの推進
市民等による景観まちづくりの推進
景観に関する意識啓発の推進

基本的な考え方

具体的な施策